

千代田区公共施設等総合管理計画（素案）に対するご意見と区の方考え方

〈反映区分〉 A … 意見を踏まえ、計画に反映したもの B … 意見の趣旨が既に計画に反映されているもの C … 今後検討のために参考とするもの D … その他
--

(1) 全体に関すること

意見番号	意見	反映区分	意見に対する区の方考え方
1	和暦と西暦を併記すべきではないでしょうか。10年という長期の時間軸で計画されているため、必ず連続する時間単位を使用することで、区民がより一層理解できるようになります。計画書に実際記載されていましたが、令和47年がどれほど現実離れた年かは容易に想像できます。	A	ご意見を踏まえ、本文については和暦と西暦を併記します。ただし、図表については和暦のみ記載します。
2	「区民」の定義が、実運用上は町会長などに限られている場合が散見されます。そこで、区民とは住民票を置いている者全員を指し、その認識に基づいて行政手続きをすることを明確に記載した方が、区民と行政との認識に齟齬が生じないと思います。	D	本計画における区民とは、原則として、千代田区に住民登録をしている人を指しています。
3	社会問題になっているカスタマーハラスメントについても考慮した方が良いのかなと思いました。一部の公園等に対し一部の方が激しく苦情を申し立てることで、その公園等を設けた目的が果たせなくなっている事例が出てきているように思います。	C	ご意見を踏まえ、全体方針編 P.104 に記載のとおり、「千代田区公園・児童遊園等整備方針」(平成19年策定)の改定に向けた検討を進めます。

(2) 全体方針編 第1章 計画の概要 に関すること

意見番号	意見	反映区分	意見に対する区の考え方
4	公開空地だけでなく、登記上の地目が「公衆用道路」となっている「私道」も上記と同様の問題を抱えており、そういった私道も公共施設等に含まれる（または一定の条件を満たせば含むことができる）ものとして本計画に組み込むべきであると考えます。	C	全体方針編 P.3 に記載のとおり、本計画では公有財産の他は、「民間等の財産」のうち、「区が借り上げて直接運営している施設」のみを対象としています。

(3) 全体方針編 第2章 公共施設等を取り巻く現状 に関すること

意見番号	意見	反映区分	意見に対する区の考え方
5	全体方針編 P.24 「区有施設の状況 P.24 (参考)」 学校の面積が、P.19 の図表 2-31 は 123,644 m ² で、参考資料の図表 2-32 は 105,373 m ² で異なっています。図表 2-31 は延べ床面積と明記されています。図表 2-32 は「建物保有量」とありますが、その定義が明確に記載されていません。そのためなぜ両方で数字が異なるか理解できません。	A	図表 2-32 の「施設保有量 (m ²)」も延べ床面積を表しておりますが、出典が東京都作成資料であるため、用語が異なります。 また、数値の根拠となる調査の時期が異なるため、異なる数値となります。ご意見を踏まえ、時点の違いによる差異がある旨を加筆します。
6	全体方針編 P.40 「建て替え中心の老朽化対策」 コストメリットの記述がなければ、なぜ建て替え中心にしたのか理解できません。それらの説明も追記してほしいです。	B	全体方針編 P.40 は今回の計画改定までの実態をお示したものです。今後は、同 P.69 に記載のとおり、建替えと長寿命化を併用し、適切な施設管理に取り組みます。

意見 番号	意見	反映 区分	意見に対する区の考え方
7	全体方針編 P.43 「地域別の公園等の面積、公衆・公園便所の整備状況」 図表 2-32 のように、他の特別区と比較した区民一人当たりの公園面積を出すと、区民の置かれた環境を相対的にみることができます。ぜひその図も入れてください。	A	ご指摘を踏まえ、他の特別区と比較した区民一人当たりの公園面積を掲載しました。
8	全体方針編 P.61 「公園・広場の充実が60%を占めている」 千代田区公共施設等総合管理計画（素案）概要版の P.15 では本調査を反映した目標設定だとは読み取れません。関連性が明確にわかるよう、概要版の見直しをしてください。	B	全体方針編 P.104 に記載のとおり、公園・広場の充実が求められていることを示しています。

(4) 全体方針編 第3章 改定にあたっての考え方 に関すること

意見 番号	意見	反映 区分	意見に対する区の考え方
9	全体方針編 P.65 「(2)着実な維持管理や改修の実施」 そもそも新設時にランニングコストを考慮した設計、設備選定が必要です。その視点も計画に入れた方が、より設備維持コストは削減できます。	B	全体方針編 P.114 に記載のとおり、施設の整備に当たっては、ライフサイクルコストに配慮した施設として計画することとしています。

(5) 全体方針編 第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
 に関すること

意見 番号	意見	反映 区分	意見に対する区の考え方
10	<p>「千代田区 ウォークブルまちづくりデザイン」に記載のある「公開空地（道路状空地も含みます）」について、本素案では一切言及されておりません。基本的に公開空地は公共施設等に含まれる（または地権者からの申請など一定の条件を満たせば含むことができる）ものとして、本計画へ管理方針を組み込むべきであると考えます。</p>	C	※意見番号4と同じ
11	<p>まちみらい千代田主催のマンション連絡会において、某マンション管理組合より、公開空地での喫煙について区が取り締まりをやってくれなないため困っているという相談がありました。千代田区内の多くの建物で同様の問題が発生しているものと思います。こういった公開空地の取り扱いの問題を解決できるよう、本計画の基本方針へ区による公開空地の管理方針を組み込んで頂きたいです。</p>	C	※意見番号4と同じ
12	<p>省エネについては「非効率な設備を積極的に廃止する」といった方針を盛り込んだ方が宜しいかと存じます。「計画的に推進」といった方針ですと、まだ使えるので勿体ないという感覚で旧来の蛍光灯や非効率な設備を使い続ける傾向があるように思います。</p>	B	<p>施設の機能を維持する中で、非効率な設備であっても積極的に廃止できない場合がありますが、ご指摘も踏まえ、更に「計画的に推進」できるよう積極的に取り組みます。</p>

意見 番号	意見	反映 区分	意見に対する区の考え方
13	<p>「民間企業等を起用できる能力を区が確保・維持することの重要性」</p> <p>「第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針」の区有施設に関する管理原則として、</p> <p>「2. 質の高いサービスを適正なコストで提供」とされています。妥当な原則と存じます。ただ、前提として、民間企業等を起用するには、区が、発注者として発注内容を正しく定義して伝達し、発注通りに実施されるように管理する知識・スキル・能力を保持している必要があります。また、官製談合などの不正が行われないように、組織風土の刷新が貫徹されていないと、区民の収めた税金が、一部の事業者と見返りを得る関係者に使われることになりかねません。区民の不安を軽減する為にも、方針のなかで、区（区職員）の知識・スキル・能力の維持・向上と発注の公正性を何よりも重要であるとする組織風土の醸成を前提とすることを明示することが望ましいと考えます。官製談合が露見したあとですので、一層は一層心配していると思います。</p>	D	<p>ご指摘のとおり、区が発注者として適切に契約の履行に関する監督を行うことはとても重要な視点と考えております。今般の官製談合事件を受け、二度とこのような事件が生じることのないように、職員に対する再発防止に向けた研修の実施、</p> <p>「(仮) 千代田区発注者綱紀保持指針」を新たに定める等、発注の公正性を確保に向けて様々な再発防止策を実施しているところです。契約も含め、区の再発防止対策については「千代田区入札不正行為等再発防止検討報告書」にとりまとめました。これらの再発防止策を実施することが組織風土の変革につながると認識をしており、着実に実行していけるよう、進捗管理や庁内連携などに取り組んでいきます。</p> <p>あわせて、今後も引き続き「千代田区人材育成基本方針」に沿って、職員の確保や育成を進めてまいります。</p>

意見 番号	意見	反映 区分	意見に対する区の考え方
14	<p>「狭い道路の車道幅の管理・確保」 「第4章(2)都市型基盤施設の管理に関する基本的な方針」のなかで、「③ウォークラブルなまちづくりに向けた施策の活用等に向けた方針」が位置づけられております。よいことだと思いますが、歩行者が安全・安心を確保されて歩くことができ、かつ、自転車活用も推進されるとすれば、自転車は歩行者と同じ歩道を走らせず、歩道は歩行者専用とし、自転車は原則通り車道を走らせるようにすることが望ましいと思われまます。一方、車道では、自転車が自動車からの危険にさらされないように、余裕を持った区分けをすることが有効と考えられます。また、区道やそこから入り込んだ生活道路には、緊急車両の進入が確保されることが重要であり、車道の道幅が重要なテーマです。即ち、車道幅の整備は住民の安全確保とウォークラブル環境整備に繋がります。その観点から、車道幅の整備・確保に留意することを基本方針の1つとすることが重要です。拡幅ではきなくても、狭い道に面した敷地には、容積率の高く昼間人口を大きく増大させる建築物は建てないことで、緊急車両の進入を妨げる状況を極力抑え、街の安全性を維持することが重要です。この観点を、方針で謳うようお願いいたします。</p>	B	<p>全体方針編P.105に記載の今後の方向性の中で、個別方針として「人・自転車・車が共生できる安全で快適な道路」を掲げ、「自転車通行環境の整備」を示しております。</p>

(6) 全体方針編 第5章 施設類型毎の管理に関する基本的な方針 に関すること

意見 番号	意見	反映 区分	意見に対する区の考え方
15	<p>概要版 P.14 「区民ニーズを踏まえたサービス向上とコスト縮減」</p> <p>この箇所は設備のみならず、人的な面も含んでいると読めます。するとこの文言は、低賃金、不安定な雇用形態を進めることも含意していることになります。それは公的で非営利の機関が目指すものではないと思います。見直しをした方が良いです。</p>	A	<p>ご指摘を踏まえ、「区民ニーズを踏まえたサービス向上とコスト縮減」を「区民ニーズを踏まえたサービス向上と施設管理コストの縮減」に修正しました。</p>
16	<p>概要版 P.15 「公園等」</p> <p>公園を使う主体はほぼ子供です。その子供にどのような環境を提供するのか、の視点が読み取れませんでした。「だれもが」は子供も含む、といたいのかもかもしれませんが、子供の望む環境と成人の望む環境は全く異なります。公園利用の主体はあきらかに子供の方が高い割合を占めるので、子供にどのような環境を提供するのか、がメインテーマであるべきだと思います。</p>	B	<p>公園については、子どもも含めたすべての人を対象に整備していくものと認識しています。その中で、とりわけ、子どもの望む視点での整備に向けては全体方針編P.104に記載のとおり、ボール遊びやスケートボード、インクルーシブ遊具をはじめとした多種類の遊具設置やドッグランなどに言及しており、子どもの望む環境整備に十分に配慮するものです。</p>

意見 番号	意見	反映 区分	ご意見に対する区の考え方
17	<p>全体方針編 P.81 「サービス向上や管理運営コスト縮減」</p> <p>図書サービスの向上とは何を指すのでしょうか。ここでは設備に限らないものを指していると読みました。一般的に図書サービスとは、文化や教養の醸成や知的好奇心を満たすことに寄与する、書籍の選定と提供ではないかと思います。</p> <p>取次会社などが行っている図書選定サービスの導入は、図書サービスの無責任化、劣化を招くので採用すべきではないと考えます。</p> <p>反対に行政が書籍選定に責任を持つことにより、図書サービスの向上向上が期待できると考えます。従ってむしろ運営は区が直接行い、司書を正規雇用の公務員とすることが望ましいと考えます。</p>	C	<p>全体方針編 P.81 に記載のとおり、新たな民間活用手法について、サービス向上や管理運営コスト縮減の効果が期待される手法については、積極的に適用を検討しますが、サービス向上に寄与しない場合は、適切に区が関与する手法も含め検討します。図書選定等の具体的な図書館運営手法についてはご意見として受け止めます。</p>
18	<p>全体方針編 P.85 「今後の方向性」</p> <p>校庭の拡張は含まないのでしょうか。子供の健康な発達には外遊びは欠かせません。にもかかわらず狭小なグラウンドしか提供できていない現状は、真っ先に改善してほしいと思う点です。</p>	A	<p>外遊びの必要性はご指摘のとおりです。このため、全体方針編 P.85 に「いきいきと活動し、安全で快適に過ごせる施設環境」と「より広い遊び場の確保」について記載しています。限られた校地の中では校庭も狭くならざるを得ませんが、体を動かせる空間については、屋内外等に限らず確保できるよう工夫していきます。こうした姿勢を明確にするため、「より広い遊び場の確保」を「より広い運動場や遊び場の確保」と修正しました。</p>

意見 番号	意見	反映 区分	意見に対する区の考え方
19	<p>全体方針編 P.89 「児童相談所、こども家庭センター」</p> <p>法的義務化以前に自前で児童相談所を作った地方自治体があります。対して比較的潤沢な予算をもつ千代田区の姿勢は消極的な印象が拭えません。全国的に少子化が進んでいるなか、若年人口が増加している千代田区では、その必要性は他の地方自治体より高いと認識します。「検討」より踏み込んだ政治判断が今の段階でなされる必要があると考えます。</p>	B	<p>全体方針編 P.89 に記載のとおり、「すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し母子保健部門と一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置も努力義務化されることから、子どもの最善の利益の視点で子ども発達センター等を含めた施設整備について検討」していくこととしています。</p>
20	<p>全体方針編 P.105 「街区の再編等まちの機能更新の機会を捉え道路空間の有効活用、道路整備をさらに進める」</p> <p>街区の再編と道路整備は分けて議論すべきものです。あたかもセットであるかのような表現は誤解を招くと思います。</p>	B	<p>道路整備の基本方針は P.105 「今後の方向性」で記載している6つの個別方針となります。これに加えて、今後は街区の再編等まちの機能更新の機会を捉え道路空間の有効活用や道路整備を進めることも必要としたものです。</p>

意見 番号	意見	反映 区分	意見に対する区の考え方
21	<p>「保健所施設の設置」</p> <p>保健所については、「利便性の良い立地を活かして区民の健康づくりを支援する拠点として機能の充実を図ります。なお、母子保健機能については、こども家庭センター設置の検討状況に 応じて柔軟に対応していきます。」とのことですが、保健所は、業務の性質上、設置場所が重要であることが、区民の利用し易さ(アクセスし易さ)、保健所からの区民への安全確保施策の届きやすさなどの観点から、新型コロナウイルス感染症のパンデミックに際して、改めて強く認識されました。番町・麴町地域に、保健所がなくなってから久しく、不便や安全確保への不安を感じている住民の声を聞きます。保健福祉部との課題確認を行い、保健所施設の追加配置を検討することを方針にいてもらいたいと思います。なくなってしまった保健所の場所と現在の未使用施設を考えあわせると、旧永田町小学校の建物を保健所として活用することも一案と思いつきます。保健衛生に係る本件は、猶予期間はないと考えます。</p>	C	<p>全体方針編 P.95 に記載のとおり、保健所機能については、利便性の良い立地を活かして区民の健康づくりを支援する拠点として機能の充実を図ります。いただいたご意見は、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>

(7) 全体方針編 第6章 区有施設整備の基本的な考え方 に関すること

意見番号	意見	反映区分	意見に対する区の考え方
22	概要版 P. 16 一人当たりの公共空間面積が、時間軸でどのように変化したのかも示してほしいです。それが「行政需要への適正化」を検証する重要な情報の一つであるからです。	B	全体方針編 P. 134 に記載のとおり、本計画の進行管理の中で一人当たりの公共施設や公園の面積の推移を把握して、「行政需要への適正化」に取り組みます。
23	概要版 P. 17 「土地取得の考え方」 10年計画の本書に「喫緊の行政需要」とありますが、どのような時間単位を想定しているのでしょうか。一方で「今後の社会状況の変化等」とはどのような時間単位を想定しているのでしょうか。それぞれの違いを明確にしてください。	D	「喫緊の行政需要」とは、計画策定・運用時点で既に表出しているものを指し、「今後の社会状況の変化等に伴い必要となる具体の行政需要」とは、計画策定・運用時点で表出していないものの、各種データの分析から将来的に表出するものを指しています。
24	概要版 P. 17 「複合化の留意点」 協議周知、とはなんのでしょうか。協議を行う旨を関係者に周知する、という意味でしょうか。人によって解釈が変わる可能性があるため、この用語は説明を足すか見直ししたほうが良いと思います。	A	住み替えが生じる住民に対する周知や当該住民と区との協議を示していますが、ご指摘を踏まえ、「協議周知」を「協議及び周知」に修正しました。
25	概要版 P. 17 区民参画の考え方 適切な段階、適切な手法、とありますが、それぞれの選定権が実質行政のみに帰属しているため、一方的な認識で決められる可能性を残しています。特に「適切な段階」は、参照としている千代田区参画・協働ガイドライン（平成26年4月）にも、具体的なタイムスケジュールがありません。区民参画案件に該当する全てのケースにおいて、適切な段階を明確に数値で定義しておくべきだと考えます。	D	施設整備の案件ごとに検討のステップが異なることから、区民等の意見を伺う適切な段階について、明確に数値化することは困難と考えています。区民参画については、「千代田区参画・協働ガイドライン」（平成26年4月）を踏まえて適切に取り組みます。

意見 番号	意見	反映 区分	意見に対する区の考え方
26	<p>全体方針編 P.111 「ドライミストの設置」</p> <p>ドライミストありきではなく、都市過熱をいかに緩和するかという目的に沿う手段を十分比較検討し、結論を出すべきだと思います。</p> <p>たとえば植林という選択肢との比較検討です。日陰と葉の蒸散効果による気温緩和が期待でき、しかも温室効果ガス削減の効果もあるので、それらを踏まえた検討結果を盛り込んでほしいです。もしそのような議論が既にあるならば、出典を追記してほしいです。</p>	B	<p>ヒートアイランド対策については、緩和策・適応策を適切に行う必要があります。緑化整備によるヒートアイランド現象の緩和については、全体方針編 P.111「緑化整備は、(中略)晴天時には霧散効果によりヒートアイランド現象への対策にもなります。」と記載しております。</p> <p>なお、ヒートアイランド対策に係る議論については、「千代田区ヒートアイランド対策計画」の改定にて実施しております。</p>
27	<p>全体方針編 P.116 「区有施設に必要な用地を新たに確保することは難しいのが実情」</p> <p>千代田区は地方行政組織とは比較にならないほど財源が豊かです。簡単な文言で、学校や公園などの公共施設の面積拡充を、半ば諦めざるをえないと思わせるのは、早計に過ぎると思います。区民にとって意味のある支出であれば、自信を持って説明して理解を求めてほしいです。</p>	A	<p>全体方針編 P.120 に記載のとおり、行政需要を踏まえて区有地の取得を検討します。用地の確保が困難な要因として、地価のみならず、まとまった面積の土地が市場に流通しにくい事情もあります。ご意見を踏まえ、土地の流通に関する記載を追記します。</p>

意見 番号	意見	反映 区分	意見に対する区の考え方
28	<p>全体方針編 P.117 「有効活用の方法（イメージ図）」</p> <p>土地の新規取得が困難といいながら、未利用地の活用に売却や交換が含まれているのは矛盾していませんか。新規取得が困難ならば、現在所有している土地を売る選択肢はないのではないのでしょうか。</p> <p>別な視点で言えば、区の積立金が800億円もある状況では、土地や設備の売却益で行政サービスに資する、という理屈は無理筋だと思います。</p> <p>また本管理計画が重視している「柔軟な対応」をする上で、未利用地、未利用施設はある程度持っている方が望ましいと考えます。たとえば大地震が来た際の瓦礫置き場や仮設トイレの設置などに使うこともできると思います。防災計画に織り込み済みとは思いますが、想定外が起きるのは災害の常ですので、多少の余裕は持っていて良いと思います。</p> <p>「大規模用地は極めて慎重に検討する」については、あらかじめ大規模の定義を数値化し、恣意性が介入する余地を排除すべきだと思います。</p>	D	<p>全体方針編 P.117 図表6-9 有効活用の方法（イメージ図）に記載のとおり、未利用・暫定活用財産の活用を検討します。未利用の売却・交換についてはその全てを対象とするものではなく、面積狭小等により活用が極めて困難な財産が検討対象となります。大規模用地の考え方は、全体方針編 P.118 に記載の3,000㎡以上の用地を想定しています。</p>
29	<p>全体方針編 P.120 「土地取得の考え方」</p> <p>その土地を取得することで、区民の需要を一層満たす場合。というケースも含めることを提案します。いかに土地があろうとも、交通手段の限られる子供や高齢者が行きづらければ、その行政サービスの効果は限定的となるためです。</p>	B	<p>全体方針編 P.120 に記載のとおり、「喫緊の行政需要や、今後の社会状況の変化等に伴い必要となる具体の行政需要に添えていく」なかでご指摘のケースが含まれると認識しております。</p>

意見 番号	意見	反映 区分	意見に対する区の考え方
30	<p>全体方針編 P.120 「P.120 取得の手続きに際しては、庁内の各会議体で適切な時期に議論」</p> <p>「取得の手続きに関しては、庁内の各会議体および区民とが総意をまとめるのに必要な期間を確保できる時期に議論」とすることを提案します。</p>	C	取得に際しては、庁内の各会議体や区民代表である議会と丁寧に情報共有を行うとともに、意見の取りまとめに必要な期間を確保する視点を持ちながら手続きを進めていきます。
31	<p>全体方針編 P.125</p> <p>施設整備にあたっては、当ガイドラインを踏まえて、世論調査等のアンケートや、意見公募（パブリックコメント）、意見交換会・懇談会などを適切な段階で、適切な手法により実施することで、区民等が真に必要なとする施設の整備へと繋げていくことをめざします。</p> <p>これを、施設整備にあたっては、当ガイドラインを踏まえて、世論調査等のアンケートや、意見公募（パブリックコメント）、意見交換会・懇談会などを実施します。その際は、区民（住民票をもつ者全員）を含めた関係者が十分対応できるスケジュールを作成および周知し、関係者が望ましいと判断した手法により実施することにします。これにより、区民が真に必要なとする施設の整備へと繋げていくことをめざします。とする提案をします。</p>	C	区民等への意見聴取の手続きを行う際は、意見の取りまとめに必要な期間を確保する視点を持ちながら手続きを進めていきます。
32	<p>全体方針編 P.125 「区民参加の手法・ルール」</p> <p>各作業ステップの時期が明記されていません。つまり時間軸の設定がありません。全ての計画にはゴールと各ステップの期限が必要です。</p> <p>時間軸の設定が数値化されていないと、住民などが対応できないスケジュールを組み、手続きを形骸化させる余地が生まれます。</p> <p>本書は施設の総合管理計画ですので、単に出典を引用するのではなく、このように時間軸もはっきり明記した図表にすべきだと思います。</p>	C	対象の土地、施設や規模等によって想定される期間が大きく異なるため、ご意見として受け止めさせていただきます。

(8) 全体方針編 第7章 総合的かつ計画的な管理の推進に向けて に関すること

意見 番号	意見	反映 区分	意見に対する区 の考え方
33	<p>全体方針編 P.128 「施設保全情報管理システムによる計画の運用(区有施設)」</p> <p>工事コストについては他自治体の実績を共有することも検討してみたいかがでしょうか。幅広い実績値で適正コストが精度良く出せる可能性があります。</p>	C	<p>複合化や高層化の状況が自治体により大きく異なる面はありますが、他自治体の事例・実績を研究することは重要であると考えております。</p>
34	<p>「データの全庁横断の活用の促進」</p> <p>「第7章 総合的かつ計画的な管理の推進に向けて」のなかで、「一元的な情報管理」に取り組むことが記載されており、意味のあることであり、賛同する次第ですが、「現在は庁内サーバ方式で施設管理課のみでの活用となりますが、将来的にはクラウド化して全庁での運用を目指していきます。」との記述は、「現在のシステムは、庁内サーバに搭載されているので、そのシステム機能とデータは、施設管理課でしか使用できない。将来的にクラウド化して、同課以外からもアクセスして使えるようにすることを目指している。」という意味であれば、理解不能です。庁内サーバ搭載であっても、全庁で使用することを是としているのであれば、全庁での使用を即刻開始すべきと考えます。できないのであれば、理由はクラウド化されていないことは考え難いと思われます。本当の理由が記述されるべきだと考えます。或いは、詳しく正確な説明がなされると有難いと思ひます。</p>	A	<p>ご意見を踏まえ、「システムの運用当初は、施設経営課が中心となり保全計画の作成、施設台帳の管理、及び施設図面の管理において活用し、その後順次運用範囲を広げること、施設保全情報を関連部署とより一層共有して活用していきます。また、当初は庁内サーバ方式のシステムとしますが、将来的には庁外からの情報アクセスやBCP対策を視野に入れ、セキュリティの確保されたクラウド方式への切り替えが可能なシステムとします。さらに個別事業のコスト管理機能を追加するなど、機能の拡張性に優れたシステム構成を検討します。」に修正します。</p>

(9) 個別施設編 第2章 各施設の紹介 に関すること

意見 番号	意見	反映 区分	意見に対する区の考え方
35	<p>「③避難所の指定状況」は、当該施設（建物）自体が周辺等の避難場所に指定されていることを記載する欄ですか？それとも、当該施設からの避難場所が指定されていることを記載する欄ですか？⑧麴町二丁目公共施設の「避難所の指定状況」として、「麴町小学校：避難所（地震、洪水〔神田川・荒川〕、高潮、土砂災害）」と記載されており、麴町二丁目公共施設の避難所が番町小学校としてされていることを表していると推測しますが、一方、⑩高齢者総合サポートセンター（かがやきプラザ）の「避難所の指定状況」には、「福祉避難所」と記載されていて、かがやきプラザが福祉避難所としてされているものと思われ、異なる意味の記述が施設ごとに異なっているのではないかと思います。どちらを意図する欄（データ項目）なのか教えてください。異なることが記載されている建物については、訂正が必要かと存じます。</p>	D	<p>③避難所の指定状況は、当該施設が避難所に指定されていることを記載しています。麴町二丁目公共施設のうち、麴町小学校の部分が避難所に指定されています。また、高齢者総合サポートセンター（かがやきプラザ）は、福祉避難所として指定されています。</p>

(10) その他

意見 番号	意見	反映 区分	意見に対する区の考え方
36	<p>千代田区行政にはいつもきめ細かい対応をしていただき深く感謝しております。私も25年間千代田区に住んでおりますが、平常時は行政において大きな不満なく、安心・快適に暮らしております。</p> <p>ただ大地震等の天災に対して、千代田区の特徴ですが昼間人口と夜間人口は大きな乖離があり、また千代田区内の地域ごとの特性も大きく相違しており、その観点からも防災対策が十分かどうかについて不安が大きいです。</p> <p>特に帰宅困難者が60万人前後なのに対して、民間の同受け入れ可能人員数が5万人程度にとどまる状況にあるようで、千代田区公共施設等も単にその施設や住民の避難だけの防災対策だけではなく、帰宅困難者の受け入れ対策も強化していただきたいと存じます。</p> <p>千代田区内に住所、勤務先や通学の学校がある人はそこにとどまるという選択肢もありますが、それ以外の人にとどまる場所はありません。</p> <p>現状は住民以外の帰宅困難者がとどまれる外堀公園はトイレも限られており、雨を避ける施設も小さく、寒い日や雨の日、夜間は避難も困難な状況にあります。他の公園も同様の状況にあると存じます。</p> <p>人権の面からも住民や通勤通学者と、それ以外の帰宅困難者を避難所等で区別して受け入れ可否を決めるのは現実的には困難かと思えます。</p> <p>最近千代田区も帰宅困難者対策をいろいろ講じておられるようですが、公共施設等の総合管理計画においても、住民や勤務者、通学者以外の帰宅困難者に対する受け入れ強化を方針として明示されていただきたくお願いいたします。</p> <p>千代田区所管以外の、国ないし東京都等公的機関所管の施設や広場も千代田区にある施設等については帰宅困難者対策を推進していただきたく、関係先とご連携、ご調整いただきたくお願いいたします。</p>	B	<p>帰宅困難者の受入については、全体方針編 P.64 に記載の「千代田区地域防災計画」で対応方針等を定めております。特に、区の公共施設等については、区民や施設利用者を対象とした応急対策活動の拠点（避難所等）として活用することとしております。</p> <p>本計画としては、区有施設全般の管理・保全に関する計画であるという性質を踏まえ、全体方針編 P.70 に記載のとおり、「地域拠点としての役割を果たす」という方針に取り組みます。</p>

意見 番号	意見	反映 区分	意見に対する区の考え方
37	<p>いきいきプラザに銭湯を 番長麴町地区には銭湯がありません、一日中誰とも話すことなく暮らす独居浪人にとって銭湯は大切な生存確認ツールです。現在いきいきプラザに有る風呂は年寄りが予約をして3～4人しか使用できないと聞きます、そこで少し大きくして 夜8時か9時までで良いので誰でもが使える銭湯にして頂きたいです 麴町のバンドーシュが閉めて依頼近隣住民が署名活動等していましたが、新しい銭湯ができる見込みがありません 番町麴町地区住民の切実な願いです、どうかよろしく願いいたします。</p>	C	個別施設の整備要望については、所管課に共有いたします。

※いずれのご意見も原文のまま掲載しています。